

マネジメントシステム認証機関に対する
推奨事項

—QMS 認定範囲—

JAB MS504-2010

制定日：2010年10月14日

公益財団法人日本適合性認定協会

International Accreditation Forum, Inc.
国際認定機関フォーラム (IAF)



IAF Informative Document

QMS 認定範囲のための IAF 参考文書



Issue 1

(IAF ID 1 : 2010)

注：この文書は、IAF Informative Document For QMS Scopes of Accreditation - Issue 1 の内容を変更することなく本協会が翻訳したものであるが、原文だけが正式な IAF 文書としての位置付けをもつ。原文は、IAF ウェブサイト (P.7 参照) から入手できる。

2010 年 10 月 14 日

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel. 03-3442-1214 Fax. 03-5475-2780

国際認定機関フォーラム(IAF)は、適合性評価サービスを提供する機関の認定のためのプログラムを運営している。この認定は、貿易を促進し、認証が複数必要であるという要求を減少させる。

認定は、認定された適合性評価機関(CAB)が認定の範囲内において業務を行う能力をもつことを保証することによって、事業及びその顧客にとってのリスクを軽減する。IAFのメンバーである認定機関(AB)及びそれらに認定されたCABは、適切な国際規格の一貫した適用のためにそれらの規格及びIAF基準文書に従うことが要求される。

IAF 国際相互承認協定(MLA)の認定機関メンバーは、認定プログラムの同等性を保証するために定期的な相互評価を実施する。IAF MLA は二つのレベルで運用される:

- 検査機関に対する JIS Q 17020、マネジメントシステム認証機関に対する JIS Q 17021、要員認証機関に対する JIS Q 17024 及び製品認証機関に対する JIS Q 0065 などの規格に対する適合性評価機関の認定の MLA は、フレームワーク MLA とみなされる。フレームワーク MLA は、認定された適合性評価機関が適合性評価活動の実施において同等に信頼できることの信頼性を提供する。
- 特定の適合性評価規格又はスキームをも認定範囲として含む適合性評価機関の認定に対する MLA は、認証の同等性に対する信頼性を提供する。

IAF MLA は、市場による認証の受入れに必要な信頼性を供給する。IAF MLA 加盟認定機関に認定された特定の規格又はスキームに対する認証をもつ組織又は個人は、それによって、国際貿易を促進していると世界的に認知され得る。

第 1 版

作業: IAF 技術委員会

完了日: 2010 年 03 月 30 日

承認: IAF メンバー

承認日: 2010 年 04 月 30 日

発行日: 2010 年 09 月 15 日

適用日: 2010 年 09 月 15 日

問い合わせ先: John Owen, IAF Corporate Secretary

電話番号: +612 9481 7343;

Email: secretary1@iaf.nu

IAF 参考文書への序文

この IAF 参考文書は、本事項に関する IAF メンバーの合意を反映し、要求事項の一貫した適用を支援することを意図するものである。しかしながら、参考のみを目的とする文書であり、IAF 認定機関メンバー及びそれらに認定された適合性評価機関が、この文書を使用すること又は従うことは義務ではない。

QMS認定範囲のためのIAF参考文書

この文書は参考文書であり、認定機関による JIS Q 17021:2007 7.1.1 項と JIS Q 17011 7.2.1 項の一貫した適用を促進するためのものである。この文書は、以前に IAF GD2:2005 付属書1 に規定されていた指針から採用されている。JIS Q 17021:2007 のすべての条項の適用は継続され、この文書はその要求事項に優先するものではない。

この認定範囲リストは、Commission of European Communities 発行の「official Journal L 393/1, 30.12.2006」に付属の「経済活動分類」(NACE Rev.2)に基づいている。

分類番号	経済活動分野／活動の記述	NACE ディビジョン/グループ/クラス (rev.2)
1	農業、林業、漁業	01, 02, 03
2	鉱業、採石業	05, 06, 07, 08, 09
3	食料品、飲料、タバコ	10, 11, 12
4	織物、繊維製品	13, 14
5	皮革、皮革製品	15
6	木材、木製品	16
7	パルプ、紙、紙製品	17
8	出版業	58.1, 59.2
9	印刷業	18
10	コークス及び精製石油製品の製造	19
11	核燃料	24.46
12	化学薬品、化学製品及び繊維	20
13	医薬品	21
14	ゴム製品、プラスチック製品	22
15	非金属鉱物製品	23, ただし 23.5 及び 23.6 を除く
16	コンクリート、セメント、石灰、石こう他	23.5, 23.6
17	基礎金属、加工金属製品	24, ただし 24.46 を除く, 25, ただし 25.4 を除く, 及び 33.11
18	機械、装置	25.4, 28, 30.4, 33.12, 33.2
19	電氣的及び光学的装置	26, 27, 33.13, 33.14, 95.1
20	造船業	30.1, 33.15
21	航空宇宙産業	30.3, 33.16
22	その他輸送装置	29, 30.2, 30.9, 33.17
23	他の分類に属さない製造業	31, 32, 33.19
24	再生業	38.3
25	電力供給	35.1
26	ガス供給	35.2

27	給水	35.3, 36
28	建設	41, 42, 43
29	卸売業, 小売業, 並びに自動車, オートバイ, 個人所持品及び家財道具の 修理業	45, 46, 47, 95.2
30	ホテル, レストラン	55, 56
31	輸送, 倉庫, 通信	49, 50, 51, 52, 53, 61
32	金融, 保険, 不動産, 賃貸	64, 65, 66, 68, 77
33	情報技術	58.2, 62, 63.1
34	エンジニアリング, 研究開発	71, 72, 74, ただし 74.2 及び 74.3 を除く
35	その他専門的サービス	69, 70, 73, 74.2, 74.3, 78, 80, 81, 82
36	公共行政	84
37	教育	85
38	医療及び社会事業	75, 86, 87, 88
39	その他社会的・個人的サービス	37, 38.1, 38.2, 39, 59.1, 60, 63.9, 79, 90, 91, 92, 93, 94, 96

備考：NACE Rev.2のセクションTとUはNACE経済活動分類97, 98, 99を含むが、この表には含まれていない。

これらのQMS範囲を使用して、JIS Q 17021:2007 7.1.1項で言及される品質マネジメントシステムの“専門分野”を記述するが、その使用は限定的である。“核燃料”は、一つの専門分野として妥当な記載といえるかもしれないが、他の項目のほとんどは専門分野として妥当な記載といえないかもしれない。

QMS認証機関の認定された範囲は、経済活動リストの一つ又はそれ以上の要素で記載されるかもしれない。本文書は一つのモデルである。

QMS認定範囲のためのIAF参考文書の終わり

詳細情報

この文書又は他の IAF 文書について追加の情報を必要とする場合、IAF メンバー又は事務局に連絡して下さい。

IAF メンバーの連絡先詳細については、IAF ウェブサイト参照。 - <<http://www.iaf.nu>>

事務局 -

John Owen,

IAF Corporate Secretary,

Telephone +612 9481 7343

email <secretary1@iaf.nu>

公益財団法人 **日本適合性認定協会**

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel. 03-3442-1214 Fax. 03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします